

へいせい ねん ど な が の け ん い い づ な ま ち ち く か っ せ い か け い か く
平成20年度長野県飯綱町地区活性化計画

長野県、飯綱町

平成20年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	飯綱町地区活性化計画
都道府県名	長野県
市町村名	飯綱町
地区名	飯綱町地区
計画期間	平成20年度～平成22年度

目 標 :

遊休農地の情報整備及び解消(再活用)の取り組みによる農業の振興と、特定法人等の農地の活用促進による地域活性化を図る。
具体的な数値目標として、遊休農地の調査等の結果を踏まえ、再活用のための土地条件整備により5ヘクタールの遊休農地を解消し、担い手や特定法人等の農業生産活動の用に供することを旨すとともに、定住者(農家数)の減少率を、農業センサスにより予測される11%減から9%減に抑えることを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

飯綱町は、平成17年10月に牟礼村と三水村が合併し誕生した町で、長野県の北部に位置し、水稲とりんご、桃などの果樹を基幹とした農業地域である。農家の経営規模は約50aで、水稲と果樹、野菜等による複合経営の農家が多く、標高が概ね500m～900mで昼夜の温度差が大きく、日照量も多いことから良質の作物が育つ地域である。
しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者不足等は飯綱町も例外ではなく、農地の荒廃化が進行しており、担い手への利用集積や、第3セクターの有限会社飯綱町ふるさと振興公社(特定法人)が農地の借受けや農作業の受託等を行う地域営農システムの構築にも取り組んできている。

現状と課題

飯綱町の主要作物である米は特A米として評価が高く、一方、色付きが良く歯ごたえがあるりんごや、糖度が高く実のしまった桃も市場や消費者から評価され、米や果樹栽培の適地として農業は地域経済を支えてきた。
しかし近年、国内消費量の低迷や価格の低迷により生産者の意欲は減退し、これとともに農業従事者の高齢化、後継者不足等が進み、遊休農地が多く見られる中、今後、如何に遊休農地の増加に歯止めをかけ、農地への復旧と有効活用を進め、地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

今後の展開方向

農業従事者の高齢化、後継者不足等が進み、遊休農地が増加する中、遊休農地の情報を整備し、あきらかとなった遊休農地の活用を促進し、その解消を図ることで、地域活性化を目指すこととする。
具体的には、遊休農地の調査、パトロールの結果等を台帳や分布図に整備し、その活用方策の検討を行うとともに、遊休農地を活用して担い手や特定法人などが農業生産活動を行うための土地条件を整備することにより、町民(農家)の定住等の促進を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
飯綱町	飯綱町地区	遊休農地解消支援(遊休農地解消支援)	飯綱町	有	二	
飯綱町	飯綱町地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	飯綱町	有	二	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		【該当なし】			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		【該当なし】		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

【該当なし】

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

飯綱町地区(長野県飯綱町)	区域面積(※2)	7,531ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積7,531haのうち農林地面積は5,770haで77%を占め、就業者7,503人のうち26%以上に当たる2,005人が農林業従事者であり、農林業は重要な産業である。		
②法第3条第2号関係: 当該区域の人口は平成12年から17年まで4.3%の減少となっており、平成17年には農業従事者の高齢化率は39.4%と顕著である。「第1次飯綱町総合計画」においても、「都市と農村との交流や農村体験を促進し、(中略)都市住民・消費者が訪れたいくなるような飯綱町農産物のブランド化を推進し、癒しの農村風景を提供できる魅力ある農業振興を支援します。」とされているところであり、このようなことから、当該区域の活性化のためには、定住等の促進を図ることは必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は農業振興地域が中心で、それ以外の地域も国有林・公有林・私有林で形成されていて、市街地を形成している区域(都市計画法に基づく用途地域を含む。)は含んでいない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 【該当なし】

(1)市民農園の用に供する土地

土地の所在	地番	地目		地積(m2)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的	
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地 法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別
						氏名	住所		氏名	住所		

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

【整備平面図】

(3)開設の時期

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 【該当なし】

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画の終了年度の翌年度(平成23年度)には、当該区域に定住する農家数について2010年農業センサスと2005年農業センサスとを比較することにより、飯綱町が目標の達成状況の評価する。

また、農業者、農業団体等で組織する会議により、確認結果を検証・分析するとともに、結果を公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。